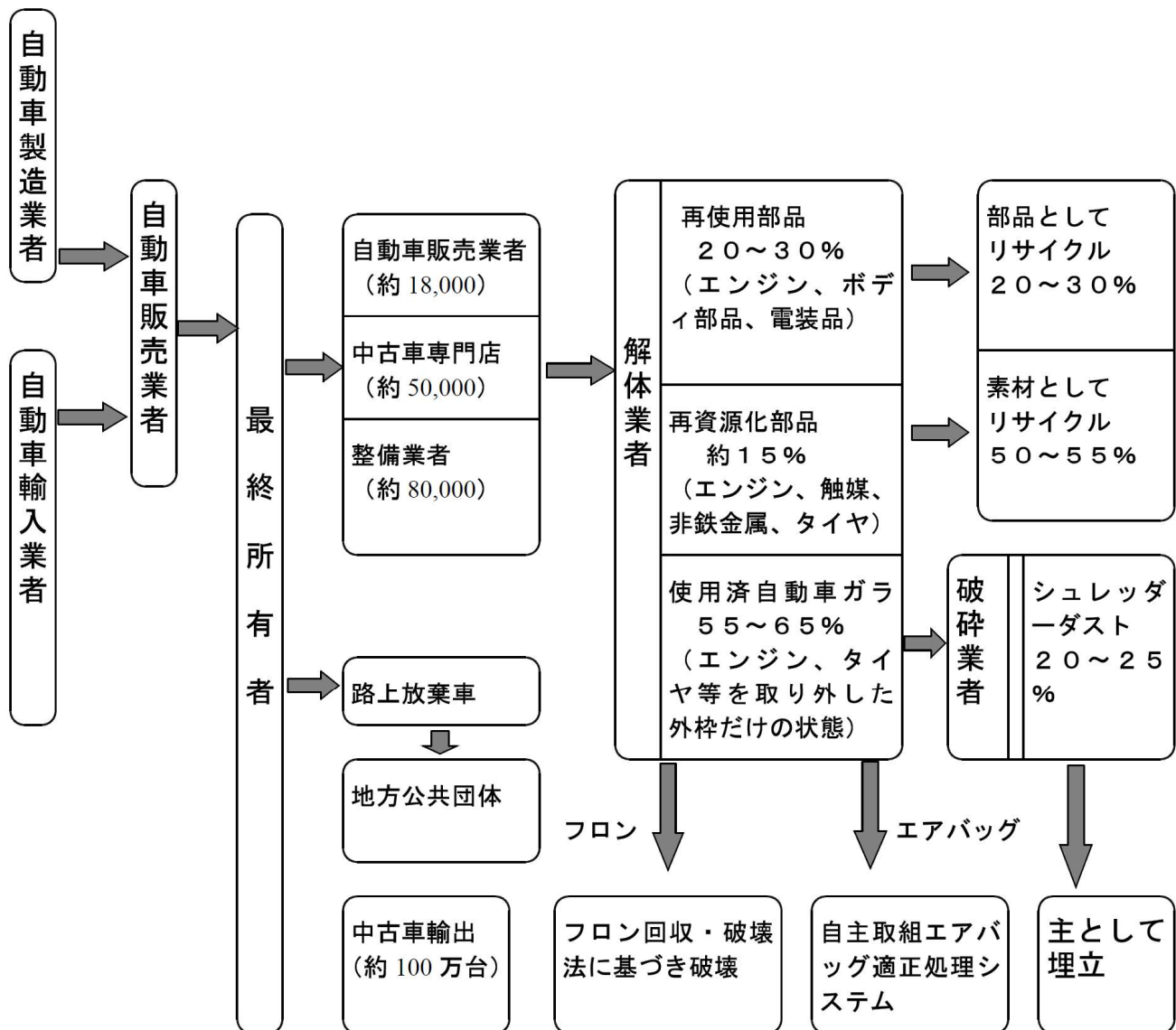




3 自転車リサイクル法とは

日本の保有自動車台数は約7,940万台。そのうち、毎年約500万台が廃棄・処理されています。金属や部品はリサイクルされていましたが、シュレッダーダストを埋め立て処分するための最終処分場が残り少なくなっているため、シュレッダーダストを減らす必要があります。また、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるカーエアコンのフロン類、処理時に危険を伴うエアバッグ類についても特別の対応が必要とされ、放置自動車や野積み自動車のような不法投棄、不適正処理を防止するために「自動車リサイクル法」がつけられました。

国内における使用済自動車の流れ



対象となる物

フロン類、エアバック類、シュレッダーダスト（車の解体、粉砕後に残るごみ）